

今年度の業務内容

1. 近畿ブロックの府県等による災害廃棄物関連情報の整理

令和3年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務において行った調査・検討事項について、変更事項の確認及び、新規事項について検討を行う。

調査は、環境省本省が秋頃実施する予定の調査に合わせて依頼を行う。

1) 令和3年度調査に引き続いて実施する調査項目

- ・府県担当者宛てに調査票を添付したメールを配信し、府県担当者から調査対象者に配信する。調査対象者は、環境省の委託業者に直接返信する。
- ・回答は、昨年度回答された内容から変更がない場合は回答しない(変更なしと記述)。
- ・昨年度から変更ある場合に、修正履歴が分かるように記述して回答する。
- ・調査結果の公表は全体分析、府県別分析までとし、自治体等別の調査結果は公表しない。府県を含むブロック協議会構成員に対する情報提供も公表情報のみとする。
- ・昨年度調査を進めるうえで判明した実務上の課題を考慮して実施する。

(1) 本業務でアンケート調査を実施

①災害廃棄物仮置場【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・災害発生時における廃棄物の仮置場又は候補地として選定している場所(ほかの使用方法も含めたオープンスペースとして選定している箇所を含む)等について整理する。

②危険物取扱施設及び石綿含有建築物【府県、市町村等を対象】

- ・危険物取扱施設、石綿(アスベスト)含有建築物(含有疑いのある建築物も含む)の把握状況や、情報の公表に係る状況等について整理する。

(2) 環境省本省調査結果を活用する調査【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

①災害廃棄物処理計画の策定状況等

- ・本ブロック協議会構成員についてはワーキングを通じて策定状況(策定の有無、策定予定など)を確認する。
- ・本省の調査結果をもとに全国と近畿圏の進捗状況を整理する。

②災害時相互協定【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・災害時の廃棄物処理に係る協定及びその内容について整理する。

③災害廃棄物処理に関する研修・訓練

- ・災害廃棄物に係る研修・訓練等（防災訓練の一環として実施するものを含む）の実績及びその内容等について整理する。

④住民・ボランティア等への啓発・広報（発災時・平時）

⑤社会福祉協議会との平時からの連携体制

2) 追加調査

近畿地方環境事務所が新規に整理する事項として、次の3点の調査を実施する。

また、昨年度整理した「近畿ブロック災害廃棄物対策情報データベース」について、平常時及び発災時に府県・市町村が活用しやすい項目や事例を抽出し、さらに検討を加える。

(1) 国有地・府県有地等の仮置場候補地の現地調査

- ・国有地及び府県有地等の仮置場候補地（1ha 以上。7箇所程度）に対し、航空画像等により候補地の絞り込みを行った後、絞り込んだ候補地への現地調査を実施する。現地調査では、選定条件の確認、アクセス道路の状況、大型車両の通行の可否、仮置場として活用可能な実質面積、保管容量等の確認等を行う。
- ・以上を踏まえ、候補地にて実効性ある仮置場運用をするにあたっての条件整理及び評価を実施する。

(2) 災害廃棄物処理における防災・危機管理部局との連携状況調査

- ・平常時における災害廃棄物関連の災害廃棄物処理計画策定・改定時や住民研修・防災訓練等の連携状況の把握、今後の取組を進めるにあたっての課題・条件整理のためのアンケート調査を実施する。

(3) 通常時の退蔵品及び高齢化に伴う廃棄物対策に関する調査

- ・発災時には、高齢化による災害廃棄物の排出支援や、通常における退蔵品に伴う災害廃棄物（便乗ごみ、ついでごみ）の増加が考えられる。
- ・このため、近畿圏の自治体の関連施策及び事例のアンケート調査を実施する。調査の設計については、有識者による意見聴取を行う。

2. 各種マニュアルの見直し

令和3年度に行動計画（第3版）に位置付け作成した、災害廃棄物処理に係る実効性を確保するための各種マニュアルについて見直しを行う。

1) 支援受援マッチングマニュアルの見直し

- ・昨年度作成した支援受援マニュアル（案）の課題の検証を行い、自治体職員が災害時に実践的に使いやすいマニュアルに見直しを行う。
- ・マニュアルの作成には、情報伝達訓練及び過去の災害における各種事例から課題を抽出し、その解決策を検討し反映させるとともに、デザイン面も考慮し、より分かりやすいマニュアルに見直しを行う。

2) 片付けごみ処理対策連携マニュアルの見直し

- ・昨年度作成した片付けごみ処理対策連携マニュアル（案）の課題検証を行い、自治体職員が災害時に実践的に使いやすいマニュアルに見直しを行う。
- ・近畿6府県及び社会福祉協議会やボランティア団体等と連携して課題を抽出し、その解決策を検討し反映させるとともに、デザイン面も考慮し、より分かりやすいマニュアルに見直しを行う。

3. 情報伝達訓練の実施

令和4年度の情報伝達訓練は、令和3年度まで継続して実施中の主に自治体間の訓練に加えて、産業資源循環協会を中心とした訓練を新たに実施する。

1) 主に自治体間における情報伝達訓練

『行動計画の大規模災害時の初動・応急対応期の検証』、『令和3年度訓練結果を踏まえて見直した報告様式の検証』、『訓練の運用に関する検証』の3点について確認することを目的として実施する。

令和4年度は、1日目は被害報告を午前、応援要請を午後に対応し、2日目はマッチング調整及び結果報告を午前実施する。

令和2年度に試作し、令和3年度にも活用した応援側と受援側のマッチングを行うための簡易なマッチングツールソフトについて、昨年度の訓練参加者からの意見及び提案された課題等も踏まえて改善する。マッチングツールは操作練習会を実施するほか、様式の提出依頼時から記入時、提出報告時までの間、情報伝達の円滑化、ならびに通信の多様な手段の確保を図るため、オンライン会議を開催する。

訓練実施後は、各種報告様式の有効性に係る検証も含めて、一連の訓練による成果・課題等を取りまとめる。

2) 産業資源循環協会を中心とした情報伝達訓練

産業廃棄物処理事業者への災害時の情報伝達及び仮置場の設営、運営管理に関する手順等を確認するための情報伝達訓練を行う。

4. 大規模災害時の大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

令和2年度に実施した「大阪湾圏域における大規模災害に備えた廃棄物処理業務継続のための計画、減災対策、連携協力体制等の調査検討モデル事業」及び令和3年度の「災害時における最終処分に関するアンケート調査」の成果を踏まえ、大阪湾圏域及び近畿ブロックにおける発災時の廃棄物の最終処分に係る調査検討を引き続き行う。

調査検討にあたっては、関係者とのワーキンググループ（府県、市町村、センター、促進協議会、有識者（1名程度）、港湾関係者等）を1～2回実施する。また、検討テーマに応じた分科会も1～2回開催する。

5. 人材育成事業

災害廃棄物処理担当者向けの勉強会を実施する。

1) 初任者向け災害廃棄物処理説明会

府県及び市町村の新任担当者に対して初動対応他、様々な災害廃棄物処理事業に関する内容に関する勉強会を出水期前に1回（各2～3時間程度）開催する。

2) 中小規模市町村対象とした研修

中小市町村を対象として、災害時のし尿処理や一部事務組合と連携した災害廃棄物処理事業に関する内容について勉強会を1回程度（各2～3時間程度）開催する。

3) 課題別研修会

国の検討会や有識者の意見を踏まえ、災害廃棄物処理に関連する課題をテーマとして、課題別研修会を1回程度（各2～3時間程度）開催する。

6. モデル事業の実施

1) 災害廃棄物処理の実効性確保モデル事業

- ・発災時の備えとして「災害廃棄物処理計画」の策定が進められる一方で、過去の災害では、処理計画が策定されていても、計画量に見合った仮置場の事前選定や収集方法等の具体的手法が定められておらず、発災時には路上や公園などに災害廃棄物が混合状態で堆積してしまった事例も見られる。
- ・こうした状況を踏まえ、府県と連携しながら災害廃棄物処理の実効性確保に向けた検討の具体化を進めていく。

【事業概要】

○主に仮置場、集積所、収集運搬に係る事項について、市町村が抱える土地特性、仮置場の制限的要素、収集運搬能力等の技術的課題を踏まえ、必要に応じて関係部局等とも協議しながら、その解決案や代替案について検討を進め、マニュアル等の資料にまとめる。

(大阪府門真市)

- ・災害廃棄物処理基本計画（改訂案）及び災害廃棄物処理実施要領（案）の作成
- ・市民及び事業者向け災害廃棄物排出マニュアル（案）並びに職員及び協力事業者向け災害廃棄物処理マニュアル（案）の作成

(大阪府交野市)

- ・市町村廃棄物部局向け災害廃棄物処理にかかる初動対応の検討及び初動時対応マニュアル（案）の作成
- ・市民向け「災害廃棄物の出し方」パンフレット（案）及びボランティア用災害廃棄物処理作業マニュアル（案）の作成

(大阪府岬町)

- ・災害廃棄物発生量の試算並びに収集運搬及び処理体制のまとめ
- ・府内他自治体及び民間事業者の焼却施設の調査並びに仮置場候補地の調査、災害廃棄物の排出困難者サポート調査
- ・上記の調査等を盛り込んだ担当者向け災害廃棄物対応マニュアル（案）の作成

2) 災害廃棄物の住民啓発モデル事業

- ・近年の自然災害においては、被災家屋から排出された片付けごみが、路上や公園等に混合状態で積み上げられる状況が散見されている。
- ・対策として、住民やボランティアに対する広報が重要視されているが、市区町村も混乱の中で十分な対応がとれていないのが現状である。
- ・このため、平時から市町村による住民向けの災害廃棄物処理に係る広報手段や説明会等、効果的な普及啓発への取組を支援する。

【事業概要】

○発災時における住民用の災害廃棄物搬出マニュアル作成支援

(滋賀県甲賀市・大阪府摂津市)

- ・市町村における環境部局が防災部局等と連携して自治会等と協議し、発災時における地域住民と協働した片付けごみの排出方法の検討
- ・住民用の災害廃棄物搬出等マニュアル(案)及び住民啓発用概要ハンドブック(案)の作成

(京都府宇治市)

- ・上記に加え、住民による家庭内退蔵品の仮置場等への分別排出と自治体による収集運搬の模擬訓練の実施

3) 府県提案型モデル事業

【事業概要】

○災害廃棄物処理の実効性確保に向けた府県が提案する取組を対象とする。仮置場や集積所、収集運搬及び処理など、災害廃棄物処理に係る事項について、府県及び府県内市町村が抱える土地特性や制限的要素、技術的課題等を踏まえ、実効性確保に向けた取組を実施する。

(滋賀県・兵庫県)

- ・市町及び産業資源循環協会との協働による仮置場設置・運営管理模擬訓練
- ・仮置場の設置・運営管理手順に係る手引き(案)の作成

(大阪府)

- ・ボランティア連携マニュアル(案)の作成
災害廃棄物処理に関するボランティア関係団体との連携マニュアル(案)等の作成、ボランティア関係団体向け研修ツール(案)の作成及びボランティア関係団体と市町村が参加する研修(図上訓練)の実施
- ・廃棄物発生量の算出、仮置場選定・調査及び片付けごみ対応マニュアル(案)の作成

(奈良県)

- ・災害廃棄物処理業務初動事務処理マニュアル(案)の作成

(和歌山県)

- ・仮置場候補地の現地調査及び実践的な運営管理方法のマニュアル(案)の作成